

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	四
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		四
○県道石巻鮎川線給分浜一号事件審理の開催		四

選挙管理委員会

収用委員会

告 示

○宮城県告示第八百八十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和元年十一月五日

一 居宅療養管理指導

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
イオン薬局石巻店	石巻市茜平四一四四	イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	令和元年五月一日

二 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
イオン薬局石巻店	石巻市茜平四一四四	イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	令和元年五月一日

○宮城県告示第八百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和元年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
訪問看護ステーション春圃	気仙沼市中前二丁目一番地八	医療法人くさの実会	気仙沼市浪板百四十	平成二十八年四月一日
柴田薬局	気仙沼市館山一丁目一番四十三号	医療法人くさの実会	気仙沼市浪板百四十	平成二十八年四月一日
柴田オレンジ薬局	柴田郡柴田町榎木下町二一八一	社 メディカルワーク株式会社	仙台市太白区長町南四一ー二十	令和元年六月一日
仁明会東松島居宅介護支援事業所	東松島市矢本字大林一	医療法人社団仁明会	石巻市山下町一丁目七ー二十四	平成二十五年五月一日
新	東松島市矢本字大林二番二			
旧	柴田郡柴田町大字船岡字迫二十八番地一	社会福祉法人常盤福祉会	柴田郡柴田町船岡中央三丁目十八番三号	令和元年五月十五日
新	柴田郡柴田町西船迫二丁目七番四号			

○宮城県告示第八百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和元年十一月五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
くりはら訪問クリニック	栗原市若柳川北中町三十二一五	齊藤群大	居宅療養管理指導	平成三十一年四月三十日

○宮城県告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年十一月五日

一 保安林予定森林の所在場所
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 黒川郡大和町吉田字上嘉太神南一五の二〇、一五の四三、字滑谷地西七の一、七の一、七の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐による伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百八十八号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、令和元年十月三十日認可した。
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十一月五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高橋 剛彦

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百四十三号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

山元町農村基盤交流施設合戦原学堂の項の次に次のように加える。

町宮つばめの杜東集会所 同 郡同 町つばめの杜三丁目一八番地

町宮つばめの杜西集会所 同 郡同 町つばめの杜四丁目二八番地

町宮桜塚集会所 同 郡同 町高瀬字合戦原一〇〇番地一七

江島集会所の項の次に次のように加える。

女川町まちなか交流館 同 郡同 町女川浜字大原一番地三六

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第22号

宮城県起業の県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内までのうち石巻市大原浜入石山及び給分浜中沢地内）に係る土地収用事件（県道石巻鮎川線給分浜1号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和元年11月5日

宮城県収用委員会

1 日時 令和元年12月20日（金）午後2時から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等